

田辺周辺広域市町村圏組合一般職の職員の旅費に関する条例

制定 昭和46年 6 月25日 条例第 9 号

改正 平成17年 5 月 1 日 条例第 3 号

第 1 条 この条例は、田辺周辺広域市町村圏組合の一般職に属する職員（以下「職員」という。）の旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 職員の旅費については、田辺市職員等の旅費に関する条例（平成 17 年田辺市条例第 46 号）を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 5 月 1 日条例第 3 号）

この条例は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。